

平成30年度相談支援従事者初任者研修 開催要項

1. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの、総合的かつ適切な利用支援援助技術の修得及び相談支援事業従事者の資質の向上を図るために開催する。

また、障がい福祉サービス利用者の希望する生活及び課題等を把握し、利用者やその家族の生活に対する意向、総合的支援の方針及び生活全般の質を向上させるための課題等を勘案した個別支援計画の作成等にあたるサービス管理責任者等の資質の向上を図るために開催する。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

	会場	期日	開催場所	定員
前期	松江	7月10日（火）～11日（水）	島根県民会館 3階大会議室	130名
	浜田	7月24日（火）～25日（水）	浜田合同庁舎 2階大会議室	70名
中期	出雲	8月2日（木）～3日（金）	朱鷺会館 大ホール	150名
後期		10月2日（火）～4日（木）	パルメイト出雲 4階パルメイトホール	

※前期は2会場（松江・浜田）、中期・後期は1会場（出雲）開催です。

4. 受講日程及び受講要件

下記（1）もしくは（2）のいずれかの日程を選択し、各受講要件をご確認ください。

（1）全日程〔相談支援従事者初任者研修受講者〕

下記①～③を全て満たしている者若しくは市町村職員で相談支援事業に従事している者

①本研修受講後1年以内に指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事することが見込まれる者

②厚生労働省告示に定める相談支援専門員として必要な実務経験年数（別紙参照）を満たしている者、又は本研修受講後1年以内に満たすことが見込まれる者

③後期研修のサービス等利用計画作成に係る演習で使用する事例を、提供（持参）することができる者 ※1

※1 ③に係る事例提供の詳細については、中期研修時にお知らせします。

（2）前期日程のみ〔サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修受講予定者（以下、サビ管・児発管研修）※2〕

指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者として従事している者又は本研修受講後1年以内に従事することが見込まれる者

※2 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者には、別途開催される「サビ管・児発管研修」及び本研修の前期2日間の受講が必要です。また、サビ管・児発管研修の受講には受講要件がありますので、受講希望の方は本会ホームページにおいて予めご確認ください。

5. 申込方法・受講決定・受講料

①別紙「受講申込書」により平成30年6月11日（月）17時（必着）までに申し込んでください。（FAX可）

また、受講を希望する日程により申込書が異なりますので、必ずご確認ください。

②受講を決定した場合、研修日の前月下旬までに「受講決定通知書」を送付します。

③受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。入金期限は7月3日（火）です。期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料が発生する場合にはご負担ください）。

受講料 ひとり 全日程 6,000円 ・ 前期日程のみ 3,000円

④決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、7月3日（火）17時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。

6. 修了証書の交付等

全日程修了者については修了証書が、また前期 2 日間修了者には受講証明書が交付されます（特定記録郵便で事業所へ送付します）。但し、研修受講態度が著しく不良であると認められる場合(注 1)は、修了証書・受講証明書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。

- 注 1 ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

7. その他

- ①研修期間中の出席管理に伴い、各講義後に出席簿にサインをしていただきます（印鑑不可）。
- ②昼食は 500 円（お弁当のみ・税込）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- ③会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。
- ④研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑤駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑦地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑧研修受講にあたって配慮の必要な方は、申し込み時にご相談ください。

8. 問合せ先

≪資格・要件に関するもの≫

島根県健康福祉部障がい福祉課 担当／柳井 【TEL】 0852-22-5239

≪日時・会場等開催に関するもの≫

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／西原・江角

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

【TEL】 0852-32-5975 【FAX】 0852-32-5956 【URL】 <https://www.shimane-fjc.com/>

9. 会場について

【前期】松江会場「島根県民会館」（松江市殿町 158） JR 松江駅より徒歩 20～30 分、松江市営バス「大学・川津行」（2 番のりば）等により、「県民会館前」下車（約 10 分）。お車でお越しの際は、HP 等で予め駐車場をご確認ください。	【前期】浜田会場「浜田合同庁舎」（浜田市片庭町 254） JR 浜田駅よりバス「周布線」・「浜田益田線」・「市内循環線」で「合庁前」下車（約 15 分）
【中期】「朱鷺会館」（出雲市西新町 2 丁目 2456-4） JR 西出雲駅の南 500m、「しまね花の郷」隣、JR 西出雲駅南口から徒歩 10 分。正面駐車場（70 台）が満車の場合には、建物裏側の未舗装スペースにご駐車ください。 ※しまね花の郷への駐車不可。	【後期】「パルメイト出雲」（出雲市今市町 2065 番地） JR 出雲市駅から徒歩 1 分。お車でお越しの際は、駅北駐車場、駅南駐車場をご利用ください。それ以外の駐車場は割引がありません。

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。